

令和 8 年度

凍結防止剤散布車（自走 4 輪駆動、湿式 2.5m³ 級、路面整正装置、
溶液供給装置付）仕様書
北 海 道

概 要

この仕様書は、凍結防止剤散布車（自走 4 輪駆動、湿式 2.5m³ 級、路面整正装置、溶液供給装置付）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足し、操縦性能が良好であって、かつ十分な耐久性のあるものとする。

納入機は、運輸省令昭和 26 年第 67 号（以降の改正分も含む。）「道路運送車両の保安基準」に適合するものとする。なお、排出ガスの規制についても同保安基準によるものとする。

この仕様書に明示されている数値は標準の設計値とし、ここに明記されていない箇所については、北海道（以下「甲」という。）と物品供給人（以下「乙」という。）が協議のうえ決定するものとする。

1. 性 能

- | | |
|--|---|
| (1) 散布幅 | 3.0m 以下～7.0m 以上(切換 5 段階以上) |
| (2) 散布量 | 20g/m ² 以下～40g/m ² 以上(切換 5 段階以上) 、かつ最小値と最大値の可変幅は 30g/m ² 以上とする。また、防滑材（砂、砂利等）25g/m ² ～200g/m ² 程度の散布設定が可能であること。 |
| (3) 溶液混合比(重量比) | 10%以下～30%以上（切換式）但し、乾式散布可能とする。 |
| (4) 車速同調装置 | 車速に同調し、散布量、散布幅、混合比を設定値に保持し、散布作業を行う機能を有すること。 |
| (5) 散布作業速度 | 5km/h 以下～40km/h 以上 |
| (6) 登坂能力 (tan θ) | 0.47 以上 |
| (7) 最小回転半径（最外輪中心） | 10m 以下 |
| (8) 騒音レベル（オペレータ耳もと、無負荷、車両停止
機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて） | 85dB(A) 以下 |

2. 主要諸元

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| (1) 全 長 | 8,500mm 以下 |
| (2) 全 幅 | 3,200mm 以下 |
| (3) 路面整正装置 | |
| ① 路面整正幅 | 2.6m 以上 |
| ② 路面切削深 | 50mm 以上 |
| ③ 標準路面整正作業速度 | 10km/h 以上 |
| (4) 全 高（黄色灯火上端まで） | 3,800mm 以下 |
| (5) 散布剤積載容積 | 乾燥散布剤用ホッパー
湿式散布用溶液タンク |
| | 2.5m ³ 以上
700 L 以上 |
| (6) 最大積載量 | 乾燥散布剤（原塩）
湿式散布溶液 |
| | 3,000kg 以上
700kg 以上 |
| (7) 車両総重量 | 17,000kg 以下 |
- （散布剤積載容量の相違により総重量が増加する場合は別途協議すること。）

(8) 乗車定員 2人以上

3. 車両諸元

(1) 機 関

形 式 水冷、ディーゼル機関
 最高出力 213kw 以上
 最大トルク 980Nm 以上

(2) 動力伝達装置

クラッチ 乾燥単板 (倍力装置付)
 主変速機 前進 5 段以上、後退 1 段 (シンクロメッシュ機構付)
 車輪配列 前 2 駆動、後複 2 駆動

(3) タイヤ

スタッドレスタイヤ

(4) かじ取り装置

形 式 倍力装置付

(5) 運転室

構 造 全鋼製又は鋼板 F R P 併用密閉形
 窓 (前) 合わせガラス
 (側) 合わせガラス又は強化ガラス
 (後) 熱線入り合わせガラス
 ワイパー (前・後) 電動式、冬用ワイパーブレード付
 昇降用ステップ 運転室左右

4. 散布装置

(1) 形 式 乾式・湿式切換散布、湿式混合比一定制御、
 散布量・混合比一定制御は車速同調制御式
 (2) 散布剤種別 溶解性薬剤 塩 (原塩、粉碎塩)、塩化カルシウム等
 防滑材 焼砂、砂利等
 (3) 混合用溶液種別 塩化カルシウム又は塩化ナトリウム水溶液
 (4) ホッパー 逆梯形断面、鋼板溶接構造
 ホッパカバー又は蓋 (天井板) 電動開閉式
 (5) 乾燥散布剤送出装置 スクリューフィーダ式 (高温溶射加工) 又はベルトコンベア式
 (6) タンク 水溶液ポンプ付
 (7) 装置駆動方式 全油圧式 (車体機関 P T O)

5. 路面整正装置

形 式 油圧昇降式推進角固定形
 ブレード構造 鋼板製円筒曲面箱形断面
 カッティングエッジ J I S D 6 1 0 1 に準じるエッジ
 カッティングエッジ最大地下深さ 100mm 以上
 全 幅 (カッティングエッジ長) 2,870mm 以上
 全 高 500mm 以上
 切削角度 65~90 度
 取付角度 (推進角) 55~65 度
 ブレード線圧 24.5kN/m 以上

振止装置	ブレードチルトブラケット部に取り付けた鋼製軸によりブレードの左右の振れを防止する構造とする。	
操作弁方式	ソレノイド操作、スプール式（昇降用、反転用）	
安全装置（シャープペンレス安全装置）	作業時に進行方向から過負荷が掛かった場合、ブレード全体が後方に反転し、他の装置の破損を防ぐ構造とする。定位置への復元は運転室内のレバー操作によるものとする。	
エンドビット		左 1 枚

6. 油圧装置

油圧ポンプ（主機関 P T O 駆動）	各装置の作動に必要な吐出量及び圧力を発生すること。
油圧モーター	各装置の作動に必要なトルクを発生すること。
操作弁	各装置の作動制御に必要な個数を有すること。

7. 計器類

(1) 運行記録計（120km/h 速度計、7 日計、デジタル式を除く）	1 式
(2) 回転計、水温計、燃料計	1 式
(3) 機関油圧計又は機関油圧警告灯	1 式
(4) 空気圧計又は空気圧警告灯	1 式
(5) 充電警告灯	1 式
(6) 散布量表示計	1 式

8. 照明装置類（保安基準により装備を義務付けられるものの外）

(1) 前部霧灯		2 灯
(2) 黄色灯火（散光式）	前部 幅 1,100mm 以上	1 式
	後部 幅 500mm 以上	1 式
(3) 後部方向指示器、尾灯、制動灯熱線入りカバー		1 式
(4) 散布状況確認灯（後方作業灯）		1 式

9. 付属装置及び付属品

9-1 車両総質量に含むもの

(1) 後退時車両直後確認装置（モニター及び熱線入りカバー付）	1 式
(2) 残量確認窓	1 式
(3) 走行風整流板	1 式
(4) 散布剤飛散防止板	1 式
(5) 水溶液タンク残量ゲージ	1 式
(6) バックブザー（後方 1 m において、音圧 80db(A) 以上）	1 式
(7) カーエアコン	1 式
(8) 作業用ステップ	1 式
(9) 標識板（300×570mm 程度、車体後部取付）	1 式
(10) 非常用信号具（発炎筒 1、赤旗 1）	1 式
(11) サイドミラー（熱線入り）	1 式
(12) 車載標識装置（散布車用車載標識装置仕様書による）	1 式

9-2 車両総質量に含まないもの

(1) 標準付属工具 (簡素化型)	1 式
(2) 取扱説明書	1 部
(3) 部品表	1 部
(4) 履歴簿	1 部

10. 溶液供給装置

(1) 概 要

本項の記載事項は、溶液供給装置に適用するもので、下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足し、操作性能が良好であって、かつ十分な耐久性のあるものとする。

納入品に使用する材料は、J I S 規格によるものを標準とする。

(2) 主要諸元

① 溶液供給タンク (ポリエチレン製)	1 2, 0 0 0 L (6, 0 0 0 L × 2 基) 以上	1 式
② 給 水 口		1 式
③ ポ ン プ (φ 25mm 以上)		1 式
④ ポンプ操作盤		1 式
⑤ 配管設備		1 式

(3) 装置仕様及び構造

本装置に使用される各機器は、野外用であり防雨、防塵、耐震、防錆構造とする。

11. 塗 装

納入機は、塗装及び標識等に関する仕様書によるほか、下記のとおり若しくは同等以上の塗装を施したものとする。

(1) 散布装置 (内外面塗装)	ポリウレタン樹脂系塗料、(又はジンクリッチプライマ 1 回、エポキシ樹脂プライマ (2 液性) 1 回) 下塗 2 回、中塗 3 回、上塗 3 回以上 (最終膜厚 105 μ m 以上)
(2) シャーシ	防食性能を考慮した塗料 (最終膜厚 100 μ m 以上) 又は加工
(3) 運転台表面	ポリウレタン樹脂系塗料 (最終膜厚 90 μ m 以上)
(4) 運転台底面	防食性能を考慮した塗料 (最終膜厚 100 μ m 以上) 又は加工
(5) 溶液供給装置架台	下塗 油性系塗料 150g/m ² 以上 上塗 フタル酸系塗料 150g/m ² 以上 又は溶融亜鉛メッキ (最終膜厚 49 μ m 以上)

12. 検 査

乙は十分な、ならし運転完了後検査を受けるものとする。完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに適当な作業を行って全般的な機能及び各装置の検査をする。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

13. 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわ

たる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

14. その他の事項

14-1. 製造期日等の指定

納入機は、新品でなければならない。

14-2. 灯火の取付方法の指定

黄色灯火（以下「灯火等」という。）の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 灯火等の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号（以降の改正分含む。））」に準じるものとする。

ロ) 灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、灯火等の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

14-3. 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

14-4. 緩和申請等

本履行に当たり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が代行するものとする。

但し、これにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。